

湖南省地域公共交通会議財務規程

令和5年6月8日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、湖南省地域公共交通会議設置要綱（以下「要綱」という。）第15条の規定に基づき、湖南省地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(予算)

第2条 交通会議の予算は、負担金、補助金、繰越金その他の収入をもって歳入とする。また、交通会議の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

2 交通会議の会長（以下「会長」という。）は、毎事業年度予算を調製し、交通会議に諮るものとする。

3 会長は、前項の規定により、予算が交通会議の承認を得たときは、当該予算書の写しを速やかに市長に送付しなければならない。

(予算の補正)

第3条 会長は、事業年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、速やかに交通会議に諮るものとする。

2 前項の規定により、補正予算が交通会議の承認を得たときは、前条第3項の規定を準用する。

(予算区分)

第4条 歳入歳出予算の款、項及び目の区分は、別表のとおりとする。

2 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表に定める以外の項及び目を定めることができる。

(予算の流用及び予備費の充用)

第5条 歳出予算の流用及び予備費の充用は、湖南省予算規則（平成16年湖南省規則第45号）の規定を準用する。

2 会長は、前項の規定により歳出予算の流用又は予備費の充用をしたときは、交通会議に報告しなければならない。

(出納及び現金等の保管)

第6条 交通会議の出納は、事務局が行う。

2 交通会議に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(収入及び支出の手続)

第7条 交通会議の予算に係る収入及び支出の手続きは、湖南省会計規則（平成16年湖南省規則第46号）の規定を準用する。

2 交通会議の出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算整理簿

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

(決算等)

第8条 会長は、毎事業年度終了後、交通会議の決算を調製し、交通会議の承認を得るものとする。

2 会長は、前項の承認を得るにあたっては、要綱第12条の規定に定められた監査委員の監査を受け、その結果を添えなければならない。

3 会長は、第1項の規定により交通会議の承認を得たときは、当該決算書の写しを速やかに市長に送付しなければならない。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

(施行期日)

この規程は、令和5年6月8日から施行する。

別表（第4条関係）

歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 雑入	1 雑入

歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費	1 予備費